

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6771218

SUBMISSION TYPE:	RESUBMISSION
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ADDRESS
RESUBMIT DOCUMENT ID:	506545794

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
SOFTBANK CORP.	01/01/2021

RECEIVING PARTY DATA

Name:	SOFTBANK CORP.
Street Address:	1-7-1 KAIGAN, MINATO-KU,
City:	TOKYO,
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	105-7529

PROPERTY NUMBERS Total: 43

Property Type	Number
Application Number:	14572791
Application Number:	14622923
Application Number:	14829601
Application Number:	14404828
Application Number:	14622921
Application Number:	14794810
Application Number:	15126026
Application Number:	14426493
Application Number:	15114470
Application Number:	14953415
Application Number:	15175035
Application Number:	14427443
Application Number:	15406793
Application Number:	14972086
Application Number:	14879102
Application Number:	14879104
Application Number:	15522013
Application Number:	14911519
Application Number:	14911531

PATENT

Property Type	Number
Application Number:	15026685
Application Number:	15021284
Application Number:	14740297
Application Number:	15312443
Application Number:	15021938
Application Number:	16084685
Application Number:	16084699
Application Number:	15312529
Application Number:	15046446
Application Number:	15026701
Application Number:	16072249
Application Number:	15026662
Application Number:	15021295
Application Number:	15021300
Application Number:	16080331
Application Number:	16078753
Application Number:	15511148
Application Number:	15506720
Application Number:	16569677
Application Number:	16091580
Application Number:	16491345
Application Number:	12872589
Application Number:	15760561
Application Number:	13811368

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)739-2815

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Email: Recordals <Recordals@cpaglobal.com>

Correspondent Name: CPA GLOBAL LIMITED

Address Line 1: LIBERATION HOUSE

Address Line 2: CASTLE STREET

Address Line 4: ST HELIER, JERSEY JEI IBL

NAME OF SUBMITTER:	HELEN BIRRELL
SIGNATURE:	/IPR/NW/NGB Software(CP2021-029)PT/CA43/
DATE SIGNED:	06/21/2021

Total Attachments: 17
source=SoftBank - COA doc#page1.tif

source=SoftBank - COA doc#page2.tif
source=SoftBank - COA doc#page3.tif
source=SoftBank - COA doc#page4.tif
source=SoftBank - COA doc#page5.tif
source=SoftBank - COA doc#page6.tif
source=SoftBank - COA doc#page7.tif
source=SoftBank - COA doc#page8.tif
source=SoftBank - COA doc#page9.tif
source=SoftBank - COA doc#page10.tif
source=SoftBank - COA doc#page11.tif
source=SoftBank - COA doc#page12.tif
source=SoftBank - COA doc#page13.tif
source=SoftBank - COA doc#page14.tif
source=10.03.21 US Confo Rect CoA 43 PT (002)#page1.tif
source=10.03.21 US Confo Rect CoA 43 PT (002)#page2.tif
source=10.03.21 US Confo Rect CoA 43 PT (002)#page3.tif

Declaration by The Translator

I, Reika Tomoe, declare and state:

THAT I am a citizen of Japan residing at Tokyo, Japan;

THAT I am presently employed by NGB Corporation having the place of business at Toranomom East Bldg., 7-13, Nishi-Shimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8408, Japan;

THAT I understand the Japanese and English languages and that the attached English document is a true partial translation made by me of the official document indicating the change of ownership by name and address change.

I declare further that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issuing thereon.

Date: 10 March 2021

Reika Tomoe

Reika Tomoe

(partial translation)

Certificate of All Current Matters

1-7-1 Kaigan, Minato-ku, Tokyo

SoftBank Corp.

Corporate number	0104-01-052465	
Corporate Name	<u>SoftBank Mobile Corp.</u>	Changed on 1 October 2006
		Registered on 2 October 2006
	SoftBank Corp.	Changed on 1 July 2015
		Registered on 1 July 2015
Head Office	<u>1-9-1 Higashi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo</u>	Changed on 1 May 2006
		Registered on 2 May 2006
	1-7-1 Kaigan, Minato-ku, Tokyo	Changed on 1 January 2021
		Registered on 4 January 2021

(omitted)

1-7-1 Kaigan, Minato-ku, Tokyo

SoftBank Corp.

(blank)

This document is to certify that the contents described above are all matters registered in the commercial registry, which are currently validated.

16 February 2021

Tokyo Legal Affairs Bureau Minato Branch Office
Registrar,

Akira Takano (Seal)

Serial Number ㍻ 428478

*matters underlined are cancelled

12/12

現在事項全部証明書

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社

会社法人等番号	0104-01-052465	
商号	ソフトバンクモバイル株式会社	平成18年10月 1日変更
		平成18年10月 2日登記
	ソフトバンク株式会社	平成27年 7月 1日変更
		平成27年 7月 1日登記
本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号	平成18年 5月 1日移転
		平成18年 5月 2日登記
	東京都港区海岸一丁目7番1号	令和 3年 1月 1日移転
		令和 3年 1月 4日登記
公告をする方法	電子公告とする。 https://www.softbank.jp/corp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成31年 2月 1日変更
		平成31年 2月 1日登記
会社成立の年月日	昭和61年12月9日	
目的	<p>当社は、次の事業を営むこと、および次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 電気通信事業 (2) 電気通信市場および技術に関する市場調査、情報収集および調査研究ならびにその受託 (3) 電気通信設備およびこれに附帯する設備の工事およびその請負 (4) 電気通信設備の保守業務の受託 (5) 電気通信設備およびこれに附帯する設備の開発、保守、販売および賃貸 (6) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務 (7) 通信機器、電気機器、コンピューターおよびそれらの関連・周辺機器、ソフトウェアならびにシステムの開発、設計、製作、製造、販売、管理、リース、賃貸、保守およびその受託ならびに輸出入業務 (8) 有線テレビジョン放送事業および有線ラジオ放送事業 (9) 有線テレビジョン放送施設およびこれに附帯する設備の工事の請負、関連機器の開発、保守、販売ならびに賃貸 (10) 放送法に基づく委託放送事業 (11) 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作および販売</p>	

	<ul style="list-style-type: none">(12) インターネットにおけるコンテンツの企画、制作および販売(13) デジタルコンテンツの企画、制作および販売(14) 建築の設計、工事監理に関する事業(15) インターネットを利用したネットワーク構築に関する調査および企画(16) インターネット接続業(17) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守(18) インターネット、コンピュータネットワークを利用した通信販売業務、商取引および決済処理ならびにその受託および代行(19) コンピュータ・システムの操作、技術・事務処理の受託(20) コンピュータグラフィックスの企画、制作、販売およびその代行(21) インターネットを利用する情報通信システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用業務ならびにその受託(22) 情報処理サービス業および情報提供サービス業(23) 通信システムによる情報の収集、処理および販売(24) 広告代理その他広告に関する事業(25) 広告宣伝およびセールスプロモーションの企画・立案ならびにその受託(26) 各種イベントの企画、製作および運営(27) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務(28) 金融業(29) 両替業(30) 有価証券の取得、保有、運用および売却(31) 有価証券の売買等の媒介、取次および代理(32) 投資顧問業(33) 融資、保証および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介(34) 外国為替取引取次サービス(35) 投資事業組合財産の運用および管理(36) 投資事業組合財産持分の募集および販売ならびにその取り扱い(37) 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計・経理に関する事務の請負(38) 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介(39) 著作権、著作権隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他知的財産権の取得、賃貸、使用許諾およびその管理運用(40) 医療機器の販売および賃貸(41) 旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業(42) 旅行用品、民芸品、水産物、食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、医薬品および日用雑貨の販売および輸出入業務(43) 陸上および海上運送業務ならびにその代理業務(44) 物流センターの管理および運営ならびに物流情報の収集処理業務(45) 不動産の売買および仲介ならびに不動産の管理(46) 有料職業紹介事業および労働者派遣事業(47) 各種料金の請求取納代理業(48) 各種割引クーポンの精算事務処理の代行業務(49) 経営指導およびコンサルティング事業(50) 割賦販売業および信用購入あっせん業(51) 古物の売買およびその仲介に関する事業(52) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営、電気の調達、供給および販売ならびに自然エネルギー等による発電装置の販売および賃貸借等に関する業務
--	--

	(53) 前各号に関するあっせん業・代理業 (54) 前各号に関する各種サービスの提供および研修およびコンサルティング事業 (55) 前各号に附帯または関連する一切の業務 (56) その他一切の事業 平成30年 6月26日変更 平成30年 7月 9日登記	
単元株式数	100株	平成30年 3月26日設定 平成30年 4月17日登記
発行可能株式総数	8.0億1096万300株	平成30年 3月26日変更 平成30年 4月17日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 47億8714万5170株	平成30年 4月 1日変更 平成30年 4月17日登記
資本金の額	金2043億931万6942円	平成30年 4月 1日変更 平成30年 4月17日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 平成30年 3月23日変更	平成30年 4月17日登記
役員に関する事項	取締役 孫 正 義	令和 2年 6月24日重任 令和 2年 8月28日登記
	取締役 宮 内 謙	令和 2年 6月24日重任 令和 2年 8月28日登記
	取締役 宮 川 潤 一	令和 2年 6月24日重任 令和 2年 8月28日登記
	取締役 藤 原 和 彦	令和 2年 6月24日重任 令和 2年 8月28日登記
	取締役 榛 葉 淳	令和 2年 6月24日重任 令和 2年 8月28日登記

取締役	今井康之	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
取締役	堀場厚	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
取締役	上釜健宏	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
取締役	大木一昭	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
取締役	植村京子	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
取締役	川邊健太郎	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
東京都港区元麻布一丁目3番1号 代表取締役	宮内謙	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
東京都新宿区矢来町12番地12 代表取締役	今井康之	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
東京都中央区佃二丁目19番1-2901号 代表取締役	榛葉淳	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
東京都墨田区菊川二丁目21番10号 代表取締役	宮川潤一	令和2年6月24日重任
		令和2年8月28日登記
監査役	君和田和子	令和1年6月24日重任
		令和1年7月30日登記
監査役 (社外監査役)	山田康治	令和1年6月24日重任
		令和1年7月30日登記
監査役 (社外監査役)	阿部謙一郎	平成30年6月26日重任
		平成30年7月9日登記

	<p>監査役 島上英治</p> <p>令和 1年 6月24日就任</p> <p>令和 1年 7月30日登記</p> <p>会計監査人 有限責任監査法人トーマツ</p> <p>令和 2年 6月24日重任</p> <p>令和 2年 8月28日登記</p>	
<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成19年 6月22日変更 平成19年 6月28日登記</p>	
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>1. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。</p> <p>平成29年 6月20日変更 平成29年 6月27日登記</p>	
<p>新株予約権</p>	<p>ソフトバンク株式会社2018年3月新株予約権 新株予約権の数 95万9929個 令和 2年12月31日変更 令和 3年 1月27日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 本新株予約権（本発行要項に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。）の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は9599万2900株が上限となる。）。</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>令和 2年12月31日変更 令和 3年 1月27日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権の発行に際し、金銭の払込みを要しないこととする。</p>	

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」）に、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金623円とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{私込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。
新株予約権を行使することができる期間

2020年4月1日から2025年3月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

①-a

当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が3000株以上1万2000株未満の本新株予約権者が以下のア乃至ウに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 2020年4月1日から2021年3月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の30%まで

イ 2021年4月1日から2022年3月31日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで

ウ 2022年4月1日から2025年3月31日までは、上記アおよびイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

①-b

当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が1万2000株以上の本新株予約権者が以下のア乃至オに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 2020年4月1日から2021年3月31日までは、割り当てられた

本新株予約権の数の20%まで

イ 2021年4月1日から2022年3月31日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の40%まで

ウ 2022年4月1日から2023年3月31日までは、上記アおよびイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで

エ 2023年4月1日から2024年3月31日までは、上記ア、イおよびウに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の80%まで

オ 2024年4月1日から2025年3月31日までは、上記ア、イ、ウおよびエに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

③上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑤上記①、②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による上記①によらない本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を上記①によらずに行使することができる。

⑥上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑦上記②及び⑥の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑧上記⑥及び⑦に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

⑨本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株

予約権を行使することはできない。

⑩本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

オ 禁錮以上の刑に処せられた場合

カ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

⑪本新株予約権は、当社普通株式の、金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場への上場が、2020年3月31日までになされた場合に限り、行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

⑤本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

⑥特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

平成30年 3月30日発行

平成30年 4月17日登記

ソフトバンク株式会社2020年7月新株予約権

新株予約権の数

4098個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権（本発行要項に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。）の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は、10.0株とする（本新株予約権全体の目的である株式の総数は40万9800株が上限となる。）

ただし、当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後に本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり12万5400円（1株当たり1254円）とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」）を1円とし、これに上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2022年8月1日から2027年7月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社の取締役、使用人（執行役員を含む。）または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ②上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等並びに本新株予約権者の自己都合または休職期間満了による退職等（当社グループの事業と競合する他社に対する移籍等の場合を除く）により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の全部または一部の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、当該承認を得た数の本新株予約権を行使することができる。
- ③上記①及び②の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の全部または一部の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、当該承認を得た数の本新株予約権を行使することができる。
- ④上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約

権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑤上記①及び④の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑥上記④及び⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

⑧本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合（但し、本新株予約権者が降格処分を受けた場合に、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の全部または一部の行使を書面により承認した場合を除く。）

イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

オ 禁錮以上の刑に処せられた場合

カ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>② 本新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>③ 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>④ 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>⑤ 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>⑥ 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p> <p>令和 2年 7月31日発行 令和 2年 8月28日登記</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p> <p>平成19年 6月22日設定 平成19年 6月28日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社</p> <p>平成19年 6月22日設定 平成19年 6月28日登記</p>
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社</p> <p>平成18年 5月 2日登記</p>



東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社

これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 3年 2月16日
東京法務局港出張所
登記官

高 野 晃



整理番号 ア428478

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

12/12

PATENT

RECORDED: 03/10/2021

REEL: 056594 FRAME: 0697